法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点若しくは終点とする路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送等」という。）に係る運賃	するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）に係る運賃
ハ　（略）	ハ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（運行計画の届出等）	（運行計画の届出等）
第十五条の十三　法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前（定期観光運送、長距離急行運送等又は臨時運送を目的として定めた運行系統その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。	**第十五条の十三**　法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前（定期観光運送、長距離急行運送等又は臨時運送を目的として定めた運行系統その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされている道路運送法第九条第一項の規定による運賃の認可の申請（当該申請に係る処分がなされていないものに限る。）であって、当該申請に係る運賃がこの省令による改正後の道路運送法施行規則第十条第一項第一号ロの運賃に該当するものは、同法第九条第五項の規定によりされた運賃の届出とみなす。